

(改訂版) 守口市一般廃棄物処理基本計画

(ごみ処理基本計画・生活排水処理基本計画)

【概要版】



～みんなの責任と協働で目指す循環型社会～

平成 29 年 3 月

大阪府 守口市

計画の基本的事項

計画策定の趣旨

近年、環境負荷からの脱却に向けた循環型社会への転換が求められるようになっていきました。廃棄物に関しては、各種廃棄物関係法令が整備され、廃棄物のリデュース（排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の推進が求められています。

守口市（以下、「本市」という。）では、平成 24 年 3 月に守口市一般廃棄物処理基本計画を策定し、一般廃棄物の排出抑制・資源化等に取り組んでいます。

こうした状況の中、当該計画策定から約 5 年が経過し、廃棄物を取り巻く社会情勢や市民の意識等の変化をふまえて、ごみ処理及びし尿処理等の方針等について検討する必要が生じてきています。

以上より、本市における今後 10 年間の一般廃棄物に係る収集・運搬計画、中間処理等計画及び最終処分計画等を検討し、廃棄物事業の指標となる「一般廃棄物処理基本計画」を策定します。

計画の期間・目標年度

【計画の期間】

平成 29 年度から平成 38 年度までの 10 年間

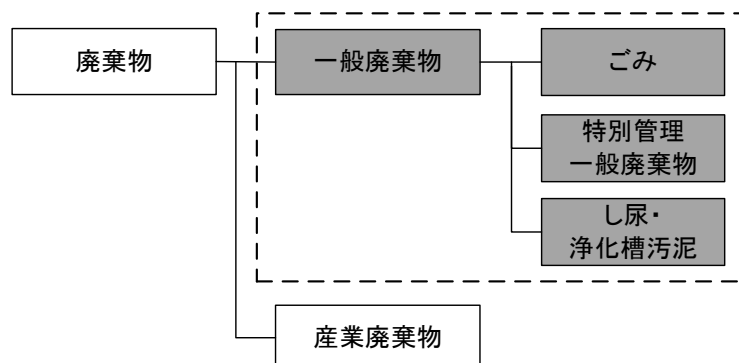
【目標年度】

中間目標年度 : 平成 33 年度（平成 29 年度から 5 年後）

目標年度 : 平成 38 年度（平成 29 年度から 10 年後）

計画対象範囲

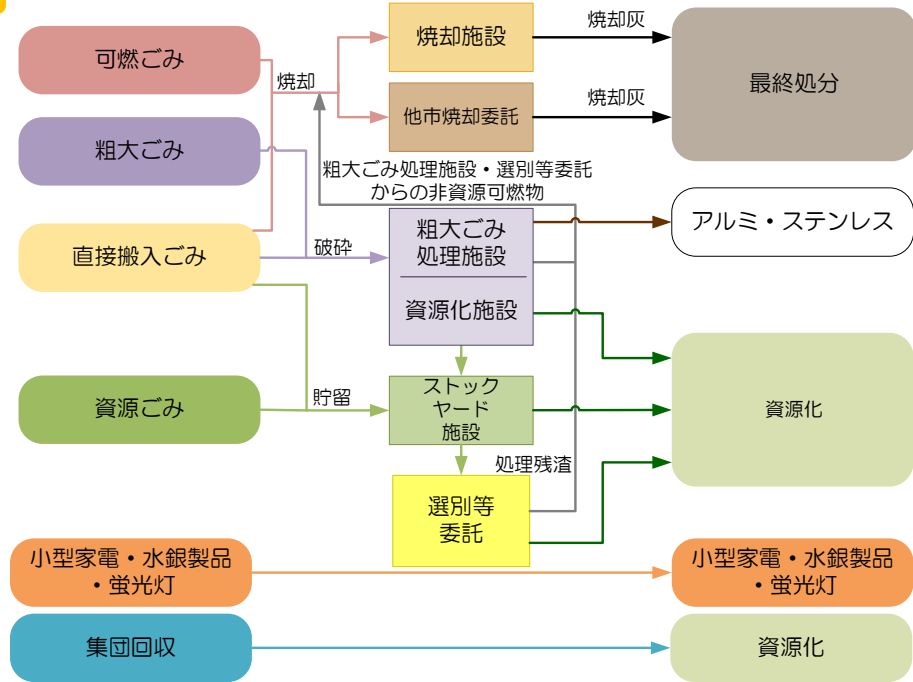
本計画の計画対象範囲は、廃棄物のうち「一般廃棄物」を対象とします。（右の図の灰色部分）



ごみ処理基本計画

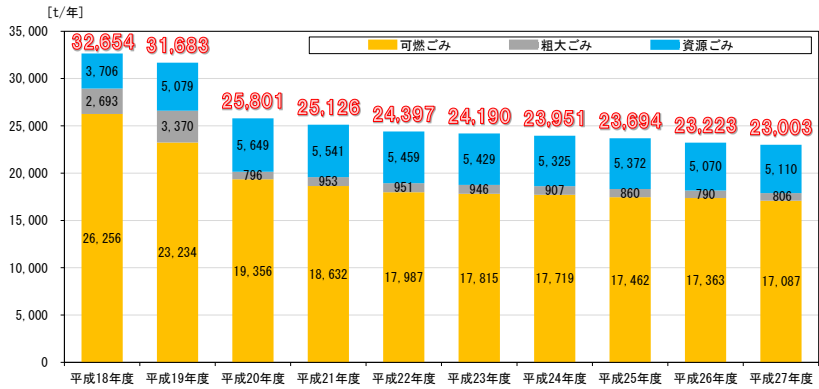
ごみ処理の現状

ごみ処理の流れ



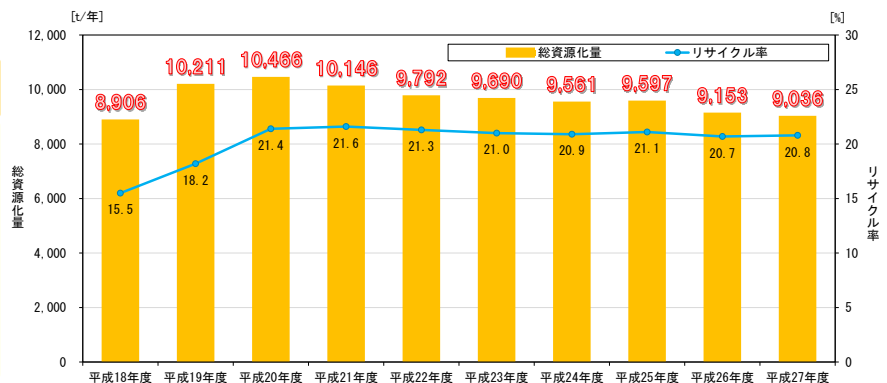
家庭系収集ごみ排出量

家庭系収集ごみ排出量は、7割以上が可燃ごみとなっており、ゆるやかな減少傾向となっています。また、粗大ごみは増減を繰り返しながら推移しており、資源ごみは可燃ごみと同様に減少傾向にあります。



資源化の実績

リサイクル率は増減を繰り返しながら推移しており、近年は21%程度となっています。



ごみ処理に係る課題

1 排出抑制

平成 32 年度のごみ総排出量は、将来予測（現状趨勢）の結果、国の基本方針に基づく目標を達成しない見込みとなっています。

また、本市の家庭系ごみの 1 人 1 日あたりの排出量は、類似自治体に比べ少ない反面、事業系ごみの 1 人 1 日あたりの排出量は、類似自治体の中でも多くなっています。

したがって、現在の施策を継続しながら減量化を推進するとともに、特に、事業系の排出抑制につながる新たな施策を実施していく必要があります。

2 資源化

平成 32 年度までにリサイクル率を約 27%に引き上げることが目標に掲げられていますが、目標達成は困難な状況です。

資源ごみの分別について、環境教育やごみに係る啓発の充実・拡大を図り、市民との協働により、資源化量及びリサイクル率の向上を図る必要があります。

3 収集・運搬

戸別収集による収集運搬を行っていく予定ですが、高齢化社会が進む昨今において、高齢者の市民への負担が少なくなる収集運搬体制を検討していく必要があります。

4 中間処理

粗大ごみ処理施設及び資源化施設は、老朽化が進んでいます。また、第 4 号炉ごみ焼却施設は、炉数が 1 炉であることから、施設メンテナンスにおいて同施設の稼働ができない場合は、市外へ燃やすごみの処理を委託しています。

これらの状況を踏まえ、現有施設に代わる新施設の整備に向けた検討が急務となっています。

5 最終処分

ごみ発生量の減少傾向となっているものの、国の基本方針の目標値を将来推計結果（現状趨勢）は達成しない見込みとなっています。

したがって、ごみの発生・排出抑制及びリサイクルの推進を図ることで最終処分量を削減する必要があります。

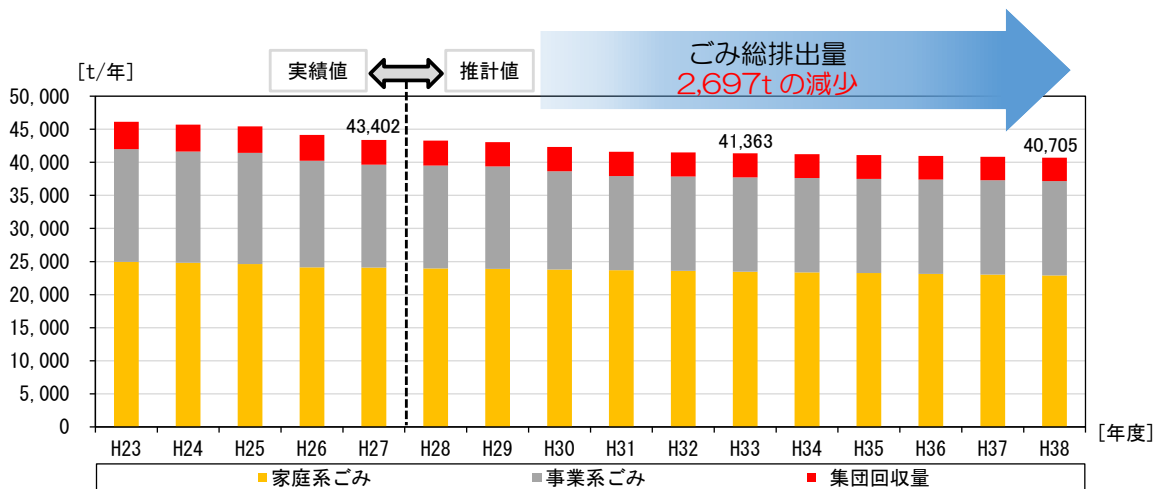
ごみ処理に係る数値目標

ごみ処理に係る指標は、国の基本方針等及び現行計画の指標に基づき以下の3種とします。

ごみ総排出量

平成38年度に・・・

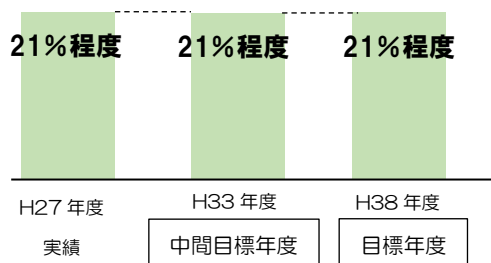
40,705t/年とします。



リサイクル率

平成38年度に・・・

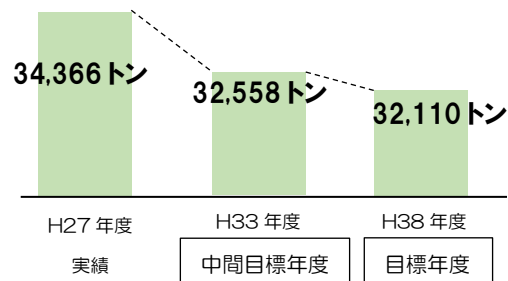
21%程度とします。



焼却処理量

平成38年度に・・・

32,000t/年程度とします。

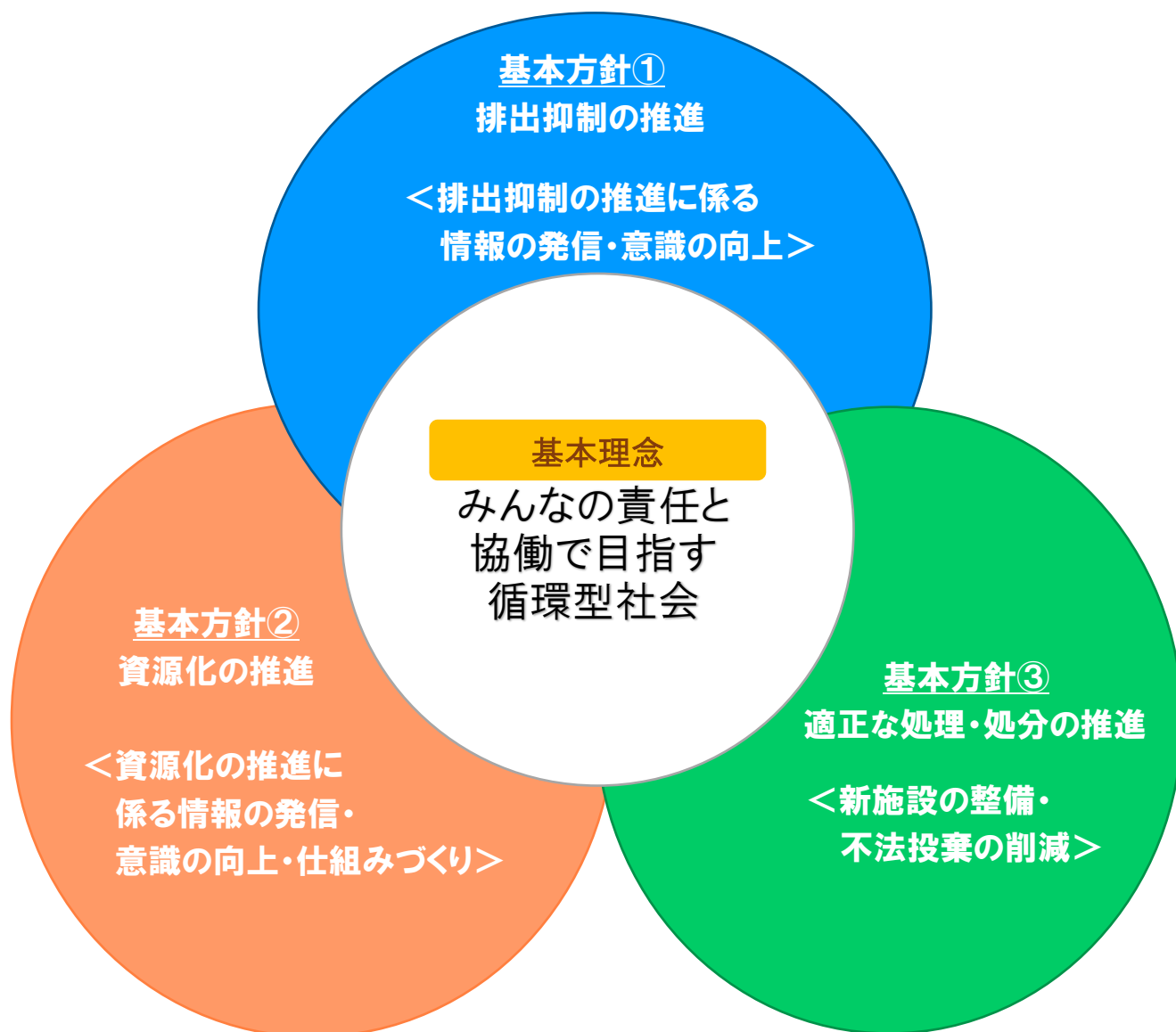


基本理念

将来にわたって本市の自然環境及び生活環境の保全を図り、年々多様化する廃棄物の処理を適正に行い資源化を推進するため、前計画の基本方針等を踏襲し「みんなの責任と協働で目指す循環型社会」をごみ処理基本計画の基本理念とします。

基本方針

本市の特徴及びごみ処理の現状をふまえ、ごみ処理基本計画の基本方針を下図のとおり定めます。



目標達成にむけた取組

本市では以下の取組を実施し、目標の達成に努めます。

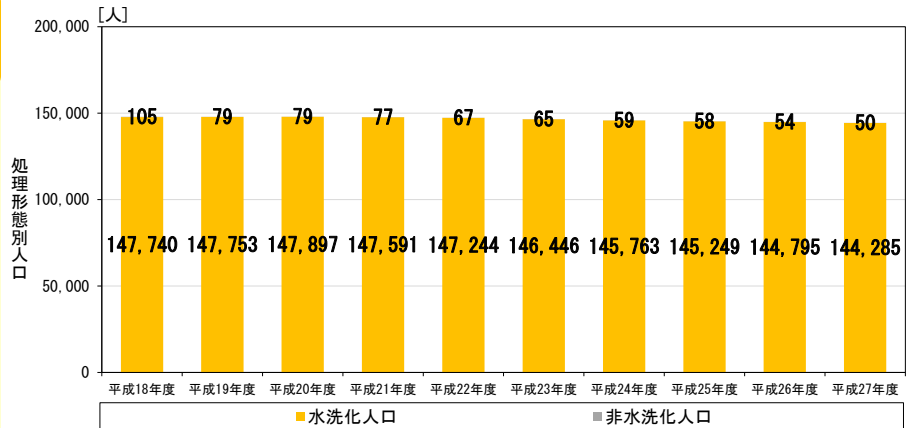
基本方針	基本施策	主な取り組み内容	
排出抑制の推進	ごみの減量化に向けたわかりやすい情報の発信	使い捨て製品の使用抑制、詰替え製品の利用の推進 マイバッグ持参や簡易包装の推進 生ごみの減量化の推進 事業系ごみの減量化に向けた情報発信・制度化・適正処理の監視 店頭回収設置店の紹介 資源ごみ引取り可能な民間事業所の紹介	
	ごみの減量化に向けた意識の向上	展開検査の実施 環境教育・環境学習の充実 事業系ごみ処理手数料の設定 分別品目見直しに係る検討 多量排出事業者への指導強化	
資源化の推進	資源化に向けたわかりやすい情報の発信	分別の徹底	
	資源化に向けた意識の向上	新たな情報発信ツールの導入 ごみ減量化・リサイクルの取組への表彰制度などの導入	
	資源化に向けた仕組みづくり	集団回収の推進 協働する体制づくり 拠点回収事業の拡充 高齢化社会に向けた収集運搬の検討 より効率的な収集運搬計画の検討	
	中間処理計画	新施設整備の検討	
	最終処分計画	最終処分量の削減	
	その他		不法投棄対策 特別管理一般廃棄物の適正処理 処理困難物の適正処理 災害廃棄物対策

生活排水処理基本計画

生活排水処理の現状

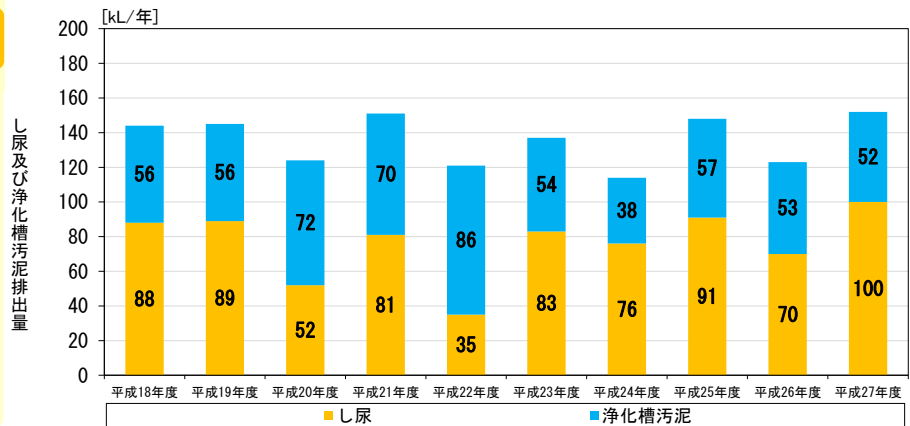
生活排水の処理形態別人口

処理形態別人口は約99%が水洗化人口となっています。



し尿等の排出量

し尿及び浄化槽汚泥は増減を繰り返しながら推移しています。



生活排水処理の課題

本市では、市民のほぼ全てが公共下水道処理となっているものの、100%とはなっていません。

したがって、今後、市民・事業所に対する啓発を実施し、公共下水道処理への切り替えを推進していく必要があります。

基本理念

生活排水による水質汚濁及び生態系への影響が生じることがないように、以下のとおり生活排水処理に係る基本理念を定めます。

1 快適で清潔な生活環境づくりと公共水域の自然環境を保全するため、地域特性等を十分考慮しながら啓発に努めます。

2 水環境の保全・改善に関する広報・啓発活動を積極的に行い、水質保全に対する市民意識の向上を図ります。

基本方針

本市の生活排水処理の現状をふまえ、生活排水処理の基本方針を以下のとおり定めます。

1 公共下水道への接続の推進

河川の水質汚濁防止と生活環境の保全のために、公共下水道の整備区域内においては、管渠への接続を推進し、浄化槽から公共下水道への切り替えを推進します。

2 生活排水対策の啓発

生活排水処理対策が果たす役割及びその効果等について、市民の理解を深めるとともに、発生源（台所等）における汚濁負荷削減対策についても啓発を行います。

計画の進捗管理

ごみ処理基本計画及び生活排水処理基本計画の進捗管理は、下図に示すPDCAサイクルに基づき行っていくものとします。

一般廃棄物処理実施計画において年度ごとの改善策その他の施策を定めます。

一般廃棄物処理基本計画にしたがって、区域内の一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集・運搬し、処分を実施します。

一般廃棄物処理計画の策定・改定(Plan)

処理計画に基づく施策の実施(Do)

必要に応じて、基本計画及び実施計画の見直し(Act)

処理計画の評価(Check)

一般廃棄物処理基本計画について、評価をふまえて概ね5年毎、または計画策定の諸条件に大きな変動があった場合には見直しを実施します。

一般廃棄物処理システムの改善・進捗の評価の指標としてごみ処理に係る数値目標及び基本方針を用い、毎年、改善・進捗の度合いを客観的かつ定量的に点検・評価し、その結果を市民に対し公表します。